

定住自立圏の形成に関する協定書

高知市・香美市

定住自立圏の形成に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と香美市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づいて中心市宣言を行った甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、人口の定住に必要な生活機能を確保することにより、圏域全体の活性化を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、定住自立圏を形成する目的の達成のために、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 甲と乙が連携して取り組む政策の分野及び内容並びに役割分担は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

救急医療ネットワークの体制整備

(ア) 取組の内容

高知市急患センターを中心として、圏域内の自治体及び医療機関が連携を図り、休日又は夜間における救急医療体制の確保と充実に取り組む。

(イ) 甲の役割

社団法人高知市医師会及び関係機関等との調整を図り、乙が、高知市の中核となる医療機関との円滑な連携が可能となる体制を確立する。

(ウ) 乙の役割

各医療機関との連携及び調整を図り、社団法人香美郡医師会との休日診療体制を確立する。

イ 福祉

地域福祉サービスの相互補完

(ア) 取組の内容

圏域内の高齢者が地域で安心して暮らせるように、認知症対策及び高齢者介護予防に向けての研修や講習の実施について、圏域内の自治体及び関係者が連携を図り、相互にサービス体制の拡充に取り組む。

また、圏域での災害時要援護者の避難支援に関して、対応可能な避難所を最大限確保するため、相互受入れを目標に、圏域内の自治体及び関係者の連携を図る。

(イ) 甲の役割

a 甲が取り組んでいる認知症サポーター養成講座など、圏域内での認知症対策を支援する取組の連携強化を図るとともに、甲から発信し全国に広まった高齢者の筋力向上のための「いきいき百歳体操」や口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」を通じて、圏域内の介護予防事業の普及を目指す。

b 乙と協力して、圏域内における福祉避難所指定に関して関係者との連携を図り、災害時要援護者の福祉避難所への円滑な受入れを目指す。

(ウ) 乙の役割

a 甲と情報交換を行いながら、認知症キャラバン・メイトの養成やサポーター養成講座を実施し、認知症に関する取組が拡充できるように連携強化を図るとともに、高齢者の筋力や口腔機能が維持・向上するように介護予防事業の地域展開を図り、継続して実施できるようにサポーターの育成を行う。

b 甲と協力して、圏域内における福祉避難所指定に関して関係者との連携を図り、災害時要援護者の福祉避難所への円滑な受入れを目指す。

ウ 教育

文化・スポーツ施設の広域的活用

(ア) 取組の内容

圏域における生涯学習の機会拡大と文化・スポーツの振興を図るため、施設の相互利用及び連携を図るとともに、文化・スポーツ等に関する情報の交換及び人材の交流等を促進する。

(イ) 甲の役割

a 乙と連携して、社会教育施設において生涯学習及び文化関連の自主企画事業や誘致事業を共同して開催する。

b 圏域内の公立図書館の相互利用を促進するため、高知市立市民図書館が中心

となり利用案内や広報活動を行う。

- c スポーツの振興を図るため、高知市総合運動場や高知市東部総合運動場などが広く圏域で有効利用できるように、共同での広報や情報交換を行う。

(ウ) 乙の役割

- a 甲と連携して、社会教育施設において生涯学習及び文化関連の自主企画事業や誘致事業を共同して開催する。
- b 圏域内の公立図書館の相互利用を促進するため、高知市立市民図書館が中心となって行う利用案内や広報活動に、香美市立図書館が協力する。
- c スポーツの振興を図るため、秦山公園野球場などが広く圏域で有効利用できるように、共同での広報や情報交換を行う。

エ 産業振興

(ア) 観光振興の推進

a 取組の内容

圏域で観光振興に取り組むことにより、観光資源のブラッシュアップ、連携及び掘り起こしを図るとともに、観光情報を効果的かつ効率的に共有・発信し、圏域への観光客の誘致を推進する。

b 甲の役割

- (a) 観光案内所等において、圏域内の情報を相互に収集・発信するために、観光ガイドのスキルアップを図り、圏域を訪れた観光客に好印象を与え、リピーターの増加につなげる。

- (b) 乙と共に、高知中央広域市町村圏事務組合の広域観光事業に参加し、圏域の特色をいかした広域観光事業を展開することで圏域への観光客の誘致を図る。

c 乙の役割

- (a) 観光案内所等において、圏域内の情報を相互に収集・発信するために、観光ガイドのスキルアップを図り、圏域を訪れた観光客に好印象を与え、リピーターの増加につなげる。

- (b) 甲と共に、高知中央広域市町村圏事務組合の広域観光事業に参加し、圏域の特色をいかした広域観光事業を展開することで圏域への観光客の誘致を図る。

(イ) 販路拡大及び新商品発掘

a 取組の内容

全国で開催される見本市等の情報を圏域で共有し、地場産品に係る新商品及び既存の加工商品の販路拡大を図る。

b 甲の役割

新商品開発等の事業を行うとともに、見本市等の情報を圏域で共有し、地場産品の販路拡大を図る。

c 乙の役割

鹿肉特産品など新商品開発等の事業を行うとともに、見本市等の情報を圏域で共有し、地場産品の販路拡大を図る。

(ウ) 1.5次産業の振興

a 取組の内容

圏域内における一次産品と食品加工業者とのマッチングを図り、圏域内の生産者や事業者に対して既存商品の再発掘及び改良、新商品の開発等について必要な支援を行うとともに、各種イベントの実施や販路拡大につながる支援及びアンテナショップ等の活用により情報を発信する。

b 甲の役割

甲の企画・調整による一次産品と食品加工業者とのマッチング交流会を、乙及び事業関係者の協力を得て開催し、新商品の開発や販路拡大を図る。

c 乙の役割

甲が開催する一次産品と食品加工業者とのマッチング交流会に事業関係者と共に参加し、新商品の開発や販路拡大を図る。

(エ) 林業の振興

a 取組の内容

圏域内において除伐・間伐など適正な森林施業を推進することで、森林環境の保全に努めるとともに、森林資源の活用、作業道整備及び間伐材の搬出を推進し、雇用の創出など圏域の林業振興を図る。

b 甲の役割

乙と連携して、森林施業に必要な地域の活動支援、除伐・間伐の実施支援等を行うことにより、雇用に創出し、圏域の林業振興を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、森林施業に必要な地域の活動支援、除伐・間伐の実施支援

等を行うことにより、雇用を創出し、圏域の林業振興を図る。

オ 環境対策・環境保全

地球温暖化対策，ごみ減量・リサイクル及び環境保全の推進

(ア) 取組の内容

持続可能な社会を構築するため、圏域内においてごみの減量や資源化，低炭素エネルギーの導入及び省エネルギー化などに積極的に取り組むとともに、自然環境の保全や環境啓発・環境学習を推進する。

(イ) 甲の役割

乙と連携して、情報提供や情報の共有化を図りながら圏域における環境対策及び環境保全の課題について調査及び検証を行うとともに、総合的な調整を行う。

(ウ) 乙の役割

甲と連携して、情報提供や情報の共有化を図りながら環境対策及び環境保全関連の事業を実施し、持続可能な社会の実現を目指す。

(2) 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

地域公共交通の利便性の向上と運行の維持確保

(ア) 取組の内容

地域公共交通は、地域で安心して暮らしていく上で不可欠な社会基盤であるため、圏域をつなぐバスや鉄道路線などの利便性の向上と運行の維持確保に取り組む。

(イ) 甲の役割

乙と連携して、情報提供や情報の共有化を図りながら圏域における公共交通の課題について調査及び検証を行うとともに、総合的な調整を行う。

(ウ) 乙の役割

甲と連携して、情報提供や情報の共有化を図りながら公共交通関連の事業を実施し、地域公共交通の利用促進につなげる。

イ 地産地消の推進及び地産外商による地場産品の売り込み

(ア) 就農希望者への支援

a 取組の内容

圏域で取り組むことにより、就農希望者により多くの情報と就農の場を提供し、就農希望者のより円滑な就農を支援する。

b 甲の役割

乙と連携して、相互に圏域内の情報を共有するとともに、就農希望者に対して情報を提供し、就農を支援する。

c 乙の役割

甲と連携して、相互に圏域内の情報を共有するとともに、就農希望者に対して情報を提供し、就農を支援する。

(1) 地産地消の推進

a 取組の内容

圏域内の自治体が行う地産地消事業、体験農業及び食育に係る事業等の情報を共有し、地場産品の消費拡大の連携を図る。

b 甲の役割

乙と連携して、地産地消事業等の情報を共有し、地場産品の消費拡大を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、地産地消事業等の情報を共有し、地場産品の消費拡大を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

職員の交流による連携強化及び能力向上

ア 取組の内容

圏域内の自治体職員間において、共通する行政課題等に対応した共同研究の実施等により、圏域全体の発展を目指すとともに、当該職員の能力向上を図る。

イ 甲の役割

乙と連携して、圏域内において生じた行政課題等に対応した共同研究活動等を行う。

ウ 乙の役割

甲と連携して、圏域内において生じた行政課題等に対応した共同研究活動等を行う。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、同条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

る。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年10月6日

甲 高知市本町五丁目1番45号

高知市

高知市長 (市長自署・捺印)

乙 香美市土佐山田町宝町一丁目2番1号

香美市

香美市長 (市長自署・捺印)